

公益社団法人全国市有物件災害共済会
業務量調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

公益社団法人全国市有物件災害共済会 業務量調査等

2 調査対象

調査対象は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）本部事務局及び9地区事務局とする（本部事務局及び地区事務局の所在地、本部各部署の業務内容については、別紙のとおり）。

なお、現地調査の対象は、本部事務局は必須とし、地区事務局においては最低3地区事務局を対象とする。

3 委託期間

委託期間：契約締結日～令和6年10月31日

- ・業務量調査期間：契約締結日から令和6年3月31日
- ・結果分析、成果物提出期間：令和6年4月1日～令和6年10月31日

4 業務目的

- ・本会が行う全ての業務に対する業務量調査を実施する（令和5年度）。
- ・業務量調査により得られた知見を基に、業務プロセスの改善提案（令和6年度）。
- ・業務量調査により得られた知見を基に、人事制度についての助言・提案（令和6年度）。

5 遵守事項

（1）法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

（2）秘密の保持等

本業務の遂行に際し知り得た情報は、いかなる場合においても第三者へ漏らしてはならない。ただし、本業務の遂行に必要な場合で、かつ本会の許可を得た場合はこの限りではない。

（3）再委託

受託者は、本業務の全部を第三者へ再委託してはならない。ただし、本業務の遂行に必要な場合で、かつ本会の許可を得て本業務の一部を第三者に再委託する場合はこの限りでない。

（4）打ち合わせ等

業務の実施にあたっては、逐次本会担当者と打合せを行い、円滑な進捗を図ること。

また、本会担当者の指示に対しては、誠実かつ迅速に対応すること。

(5) 疑義の解消

本仕様書に定めのない事項や詳細について疑義が生じた場合には、速やかに本会担当者と協議を行い決定するものとする。

6 業務内容

(1) 現状の総人員数及び各課配置人員数の妥当性の検証

業務量調査を正確かつ効率的に実施するため、次のことを行う。

(ア) 業務量調査の導入・集計

- a 調査の実施方針・調査対象・業務体系・スケジュール等の考え方の整理
- b 業務量調査方法の確定、業務量調査帳票の設計、入力フォーマットの提供
- c 各部署の業務体系リストの作成支援、業務処理時間の精査
- d 業務量調査の実施マニュアル作成
- e 業務量調査集計、データベース化、グラフデータ等の作成

(イ) 対象部署への説明

- a 調査内容、作業方法等の説明
- b 説明資料準備

(ウ) 対象部署への業務量調査の実施

書面調査のほか、現場観察やヒアリング等

(エ) 調査結果の分析、適正な職員数の把握

- a 集計結果の分析・異常値の是正・適正化
- b 人員算出基準の策定、適正な職員数の把握
- c 業務種別標準処理時間（理論値）の策定、本会の現状との比較
- d 共通業務の横断的比較

(オ) 結果のまとめと検証

- a 調査結果の考察、課題の抽出
- b 報告書の提出
- c 上記の報告会等の実施

(2) 業務改善案（※）の提案

(ア) 上記の業務量調査を踏まえ、業務改善案の考察、提案

(イ) 提案書作成に関する打ち合わせ

(ウ) 提案書の提出

(エ) 上記の報告会等の実施

※業務改善案とは、相互救済事業以外の業務プロセス改革に関する提案を指す。

(3) 人事制度に関する提案

(ア) 上記の業務量調査を踏まえ、人事制度の課題に対する考察、提案

- a 職員が働きやすい制度の検討

- b 採用者選考業務の見直し
 - c 適切な組織体制の構築
 - d その他 人事制度に関する提案
- (イ) 提案書作成に関する打合わせ
- (ウ) 提案書の提出
- (エ) 上記の報告会等の実施

7 成果物の提出

(1) 成果物の種類

- | | |
|----------------------|----|
| (ア) 業務量調査報告書 | 一式 |
| (イ) 業務改善に関する提案書 | 一式 |
| (ウ) 人事制度に関する提案書 | 一式 |
| (エ) 調査に使用した諸帳票及び調査結果 | 一式 |
| (オ) その他作成した資料 | 一式 |

(2) 提出方法

電子データで提出すること。

なお、成果品については Microsoft Word 若しくは、Microsoft Excel または、Microsoft PowerPoint で閲覧できるものとする。

(3) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は本会に帰属するものとし、受託者は本会の許可なく成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

8 その他

(1) 事故

受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに本会に報告し、最善の処理を行わなければならない。

また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(2) 契約書

本仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された受託業者と業務内容について協議し、契約書を締結するものとする。

(3) 提供物

選定された受託業者が委託業務を進めるにあたり、必要な資料等の提供を受けたい場合は、内容を明らかにした上で本会へ申請し、本会は提供の可否を判断する。